

公共事業再評価調査

(1/3)

整理番号 R5-15

担当部課名	県土整備部 河川砂防課	電話番号	017-734-9670
		E-MAIL	kasensabo@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input checked="" type="radio"/> 長期継続 (10年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input type="radio"/> その他 ()
---------	--

1 事業概要

事業種別	急傾斜地事業	事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()					
事業名	事業間連携砂防等事業	地区名等	南浮田町区域	市町村名	鯉ヶ沢町			
事業方法	<input checked="" type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 交付金 <input type="radio"/> 県単独 財源・負担区分 <input checked="" type="radio"/> 国 47.5% <input checked="" type="radio"/> 県 47.5% <input checked="" type="radio"/> 市町村 5.0% <input type="radio"/> その他 %							
採択年度	平成26年度 (用地着手) 平成 年度 / 工事着手 平成27年度)							
終了予定年度	令和15年度 (令和5年3月工期変更 (当初計画時 平成35年度))							
事業目的	・急傾斜地崩壊危険区域の住民の人命をがけ崩れ災害から守るため、急傾斜地斜面の崩壊防止工事を行い、民生の安定と国土の保全を図る。							
主な内容	区 分		当初計画時(H26)	再評価時(R5)	増 減			
	全体計画延長		1,270 m	1,118 m	△ 152 m			
現場打吹付法砕工		13,500 m ²	27,000 m ²	13,500 m ²				
待受擁壁工		600 m	434 m	△ 166 m				
				0				
				0				
・測量及びボーリング調査等の現地詳細調査の結果、待受擁壁工の高さ、斜面对策の面積が変更となった。 ・また、労務費、資材等の費用の上昇により総事業費が増加している。								
事業費	○当初計画時総事業費 588 百万円		(単位：百万円)					
		～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	小 計	R6年度～	合 計
	計 画	263	40	40	80	① 423	800	1,223
	(うち用地費)	(11)	(0)	(1)	(2)	② (14)	(20)	(34)
〈5年3月変更〉								
実 績	263	40	40	80	③ 423	800	⑤ 1,223	
(うち用地費)	(11)	(0)	(1)	(2)	④ (14)	(20)	⑥ (34)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

A ・ (B) ・ C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合		34.6% [③/⑤]	100% [③/①]
	(うち用地費)		(41.2%) [④/⑥]	(100%) [④/②]
	主要工種	現場打吹付法砕工 (852百万円)	16.2%	135.7%
毎割合	待受擁壁工 (234百万円)	84.0%	84.0%	
(事業費)		%	%	
説 明	・急傾斜地崩壊対策事業は市町村負担金を伴うため、町の財政状況により事業期間が延長されたが、着実に事業を進めており年次計画のとおり令和15年度に事業を完了できる。			
問題点・解決見込み	・事業を進めるにあたっての阻害要因は無く、順調に事業の進捗を図ることができる。			
事業効果発現状況	・全体計画L=1,118mのうち令和4年度までに約380mが整備済みであり、施設完成後ただちに斜面崩壊防止効果が発現するため、当該事業における事業効果は大きい。			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 ・わが国の地質は脆弱であることに加え、毎年融雪や梅雨・前線・秋雨前線等に伴う豪雨により各地で人的被害を伴うがけ崩れ災害が発生している実態から、対策工の促進は必要である。	【県内の評価】 ・青森県の急傾斜地崩壊対策の整備率は令和3年度末で約41%と未だに低い水準にあることから、今後もがけ崩れ災害防止のため急傾斜地崩壊対策事業を推進していく必要がある。
	当地区における評価	・当該地区の保全対象には、人家69戸を含んでおり、令和4年8月の豪雨では、区域内の一部においてがけ崩れが発生したが、本事業により整備した擁壁工により土砂が人家まで達することは無かった。 また、隣接した斜面では過去にがけ崩れが発生した形跡が残っているなど、今後の集中豪雨等により斜面崩壊の危険が懸念され、斜面工事に対する鯉ヶ沢町及び地元住民の事業進捗の要望は強い。	
必要性	・急傾斜地崩壊危険箇所であり、土砂災害特別警戒区域にも指定されている。また、急傾斜地崩壊危険区域にも指定されており、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている重要な区域である。 ・当該区域の保全対象として人家69戸があり、斜面が不安定な状態にあることから、降雨時における斜面崩壊の危険性が高く、事業の必要性は高い。		a. b
適時性	・人家には被害がなかったものの、平成18年、平成21年、平成22年には土砂災害が発生している、また、令和4年8月豪雨においても、がけ崩れが発生し、当該事業にて施工した待受式擁壁工で土砂の流出を防止することができたが、斜面下部に人家が近接しており、災害発生危険度が高く、防止工事の早期概成が望まれる。		a. b
地元の推進体制等	・鯉ヶ沢町及び地元住民の斜面对策工事に対する要望が高く、工事への協力体制が整っている。		a. b
効率性			

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	当初計画時(H26)	再評価時(R5)	増減
費用項目 (C)	(1) 建設費	486 百万円	1,073 百万円	587 百万円
	(2) 維持管理費	百万円	11 百万円	11 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	486 百万円	1,085 百万円	599 百万円
便益項目 (B)	(1) 人的被害	241 百万円	4,171 百万円	3,930 百万円
	(2) 人家	1,794 百万円	1,857 百万円	63 百万円
	(3) 道路	82 百万円	127 百万円	45 百万円
	(4) 事業所	百万円	48 百万円	48 百万円
	(5) 事業停止	百万円	19 百万円	19 百万円
	(6) 残存価値	百万円	9 百万円	9 百万円
総便益	2,117 百万円	6,231 百万円	4,114 百万円	
B / C		4.36	5.75	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等) (当初) 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル：平成11年8月(建設省 河川局) (再評価時) 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案) 令和3年1月改定 (国土交通省 水管理・保全局 砂防部)			a. b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 費用は、主に対策工法の事業量変更により増加している。 便益は、費用便益分析マニュアルが改訂され間接被害額(精神的損害)を追加したことにより増加となり、また費用便益比についても増となっている。			a. b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 ・極力残土が発生しない工法を採用している。 ・斜面状況により工法を使い分ける事で、コスト縮減を図っている。	a . b
代替案	【代替案の検討状況】 ・斜面崩壊対策工について、斜面勾配や植生・地質状況、斜面崩壊状況等を考慮し、斜面形状別に待受式擁壁工、現場吹付法砕工、補強土植生法砕工等の検討を行い、斜面状況に合わせて最適な工法を採用している。	a . b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 ・工事説明会や用地交渉時の聞き取りにより、ニーズを把握している。	【住民ニーズ・意見】 ・対策工事の一層の推進について要望がある。	a . b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区 分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の改変 ○ 海域の改変 ○ 建設機械の稼働 ● 土砂等の搬出・搬入 ● 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 自然斜面の改変量の低減に努めるとともに、表土の流出防止等の土砂災害防止について十分に配慮する。 自然環境及び既存木をできるだけ残した良好な景観の保全に十分配慮する。		a . b
地域の立地特性	(地域指定) 特別豪雪地帯 (災害の記録) 平成18年8月豪雨、平成21年7月豪雨、平成22年9月豪雨 (危険箇所情報) 土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
評価理由	事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化の項目が「B」評価であるものの、保全対象を考慮すると重要度が高く、急傾斜地対策事業を継続する必要がある。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)

《費用対効果分析説明資料》

事業名	事業間連携砂防等事業	地区名等	南浮田町区域
-----	------------	------	--------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定については、急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)「(令和3年1月 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部)」による。

本マニュアルにおいては、便益(B)は急傾斜地崩壊対策施設によってもたらされる被害軽減効果とし、事業着手時点から完成に至るまでの総建設費を費用(C)として評価するものである。

2. 事業全体の投資効率性

1) 急傾斜地崩壊対策に要する費用

- 総費用(C) = 1,085百万円
- 総費用算出根拠

急傾斜地崩壊対策に要する費用(事業費)を年度別に設定し、現在価値化したもの。

	建設費	維持管理費	合計
事業費	1,118	45	-
現在価値化	1,073	11	1,085

単位: 百万円

2) 急傾斜地崩壊対策による便益

- 総便益(B) = 6,231百万円
- 総便益産出根拠

がけ崩れによる被害が被害想定区域内に及ぶものとして、その一般試算被害軽減額・公共土木施設等被害軽減額・人的被害軽減額等を算出し、それぞれ現在価値化したものの合計を総便益とする。なお、便益は事業投資額に比例して事業初年度から発生し、整備後50年間発生するものとする。

世帯数	主要地方道	市町村道	年平均便益	被害軽減便益	残存価値
69戸	620m	720m	310	6,222	9

単位: 百万円

一般資産被害軽減額			公共土木施設等被害額		人身被害	営業停止	残存価値	合計
人家	事業所	耕地	道路	公益施設				
1,857	48	-	127	-	4,171	19	9	6,231

単位: 百万円

【費用対効果分析の結果】

B/C(再評価時点) = 6,231百万円 / 1,085百万円 = 5.74

第六次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 南浮田町区域事業間連携砂防等事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	崩壊対策工事にあたり、既存木を極力保全するよう努めているとともに、植生工を使用した工法を採用し、周辺環境との調和に配慮している。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、植生の確保に配慮している。
<input checked="" type="checkbox"/>	農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、表土保全、災害防止に努めている。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	伐採木等は、再資源化施設へ搬入し、有効利用を図る。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、表土流出防止に努めている。
<input checked="" type="checkbox"/>	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑制する。(新規)	気象条件や施工時期、立地条件等を総合的に考慮した上で、外来種の選定を抑制している。
<input type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。	大規模な切土等を行わない工法を採用し、地形の改変を最小限にとどめている。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用を努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	表土の露出後、速やかに斜面対策工を実施し崩落防止処理を行う。また、発生した表土は、速やかに現場外へ搬出するよう努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。	施工時期を考慮し、速やかに斜面対策工を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。	事前に調査を行い、地下水が確認された場合には地下水排除工を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。	現場内発生土砂を流用する。
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)海域の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)建設機械の稼働に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	埋戻土には現場発生土を流用して、地域外への土砂の搬出を抑制する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	搬出先では、残土の整正を的確に行い、土砂流出の抑制を図る。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。	搬入はなし
<input checked="" type="checkbox"/>	(7)廃棄物処理等への配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	再資源化施設へ搬入し、適正に処理する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	
	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	

第六次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 南浮田町区域事業間連携砂防等事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	崩壊対策工事にあたり、既存木を極力保全するよう努めているとともに、植生工を使用した工法を採用し、周辺環境との調和に配慮している。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、植生の確保に配慮している。
<input checked="" type="checkbox"/>	農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、表土保全、災害防止に努めている。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	伐採木等は、再資源化施設へ搬入し、有効利用を図る。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	既存木を保全するとともに、植生工を使用した工法を採用し、表土流出防止に努めている。
<input checked="" type="checkbox"/>	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑制する。(新規)	気象条件や施工時期、立地条件等を総合的に考慮した上で、外来種の選定を抑制している。
<input type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。	大規模な切土等を行わない工法を採用し、地形の改変を最小限にとどめている。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用を努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土の露出放置による土ほりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	表土の露出後、速やかに斜面対策工を実施し崩落防止処理を行う。また、発生した表土は、速やかに現場外へ搬出するよう努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。	施工時期を考慮し、速やかに斜面対策工を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。	事前に調査を行い、地下水が確認された場合には地下水排除工を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。	現場内発生土砂を流用する。
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)海域の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)建設機械の稼働に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	埋戻土には現場発生土を流用して、地域外への土砂の搬出を抑制する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	搬出先では、残土の整正を的確に行い、土砂流出の抑制を図る。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。	搬入はなし
<input checked="" type="checkbox"/>	(7)廃棄物処理等への配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	再資源化施設へ搬入し、適正に処理する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	
	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	

みなみうきたまち くいき

南浮田町区域 事業間連携砂防等事業 (道路保全対策)

位置図

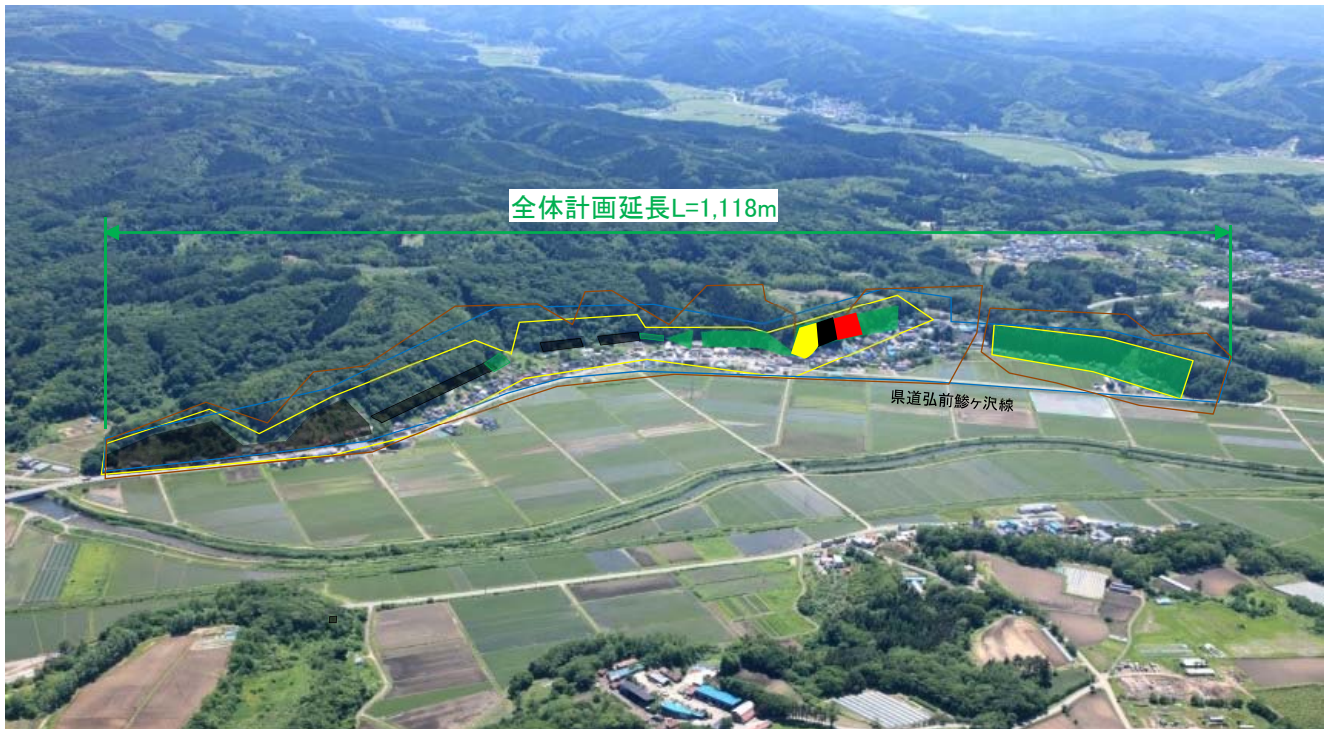
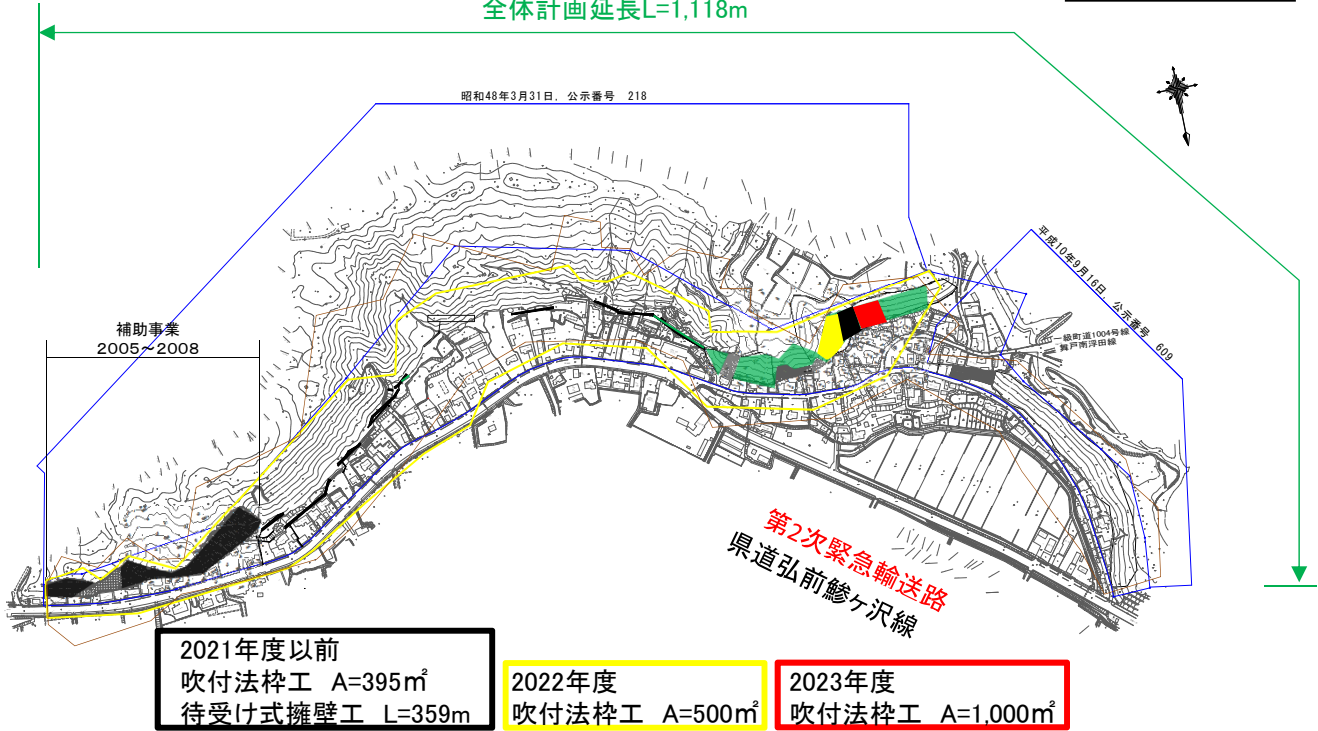


凡例

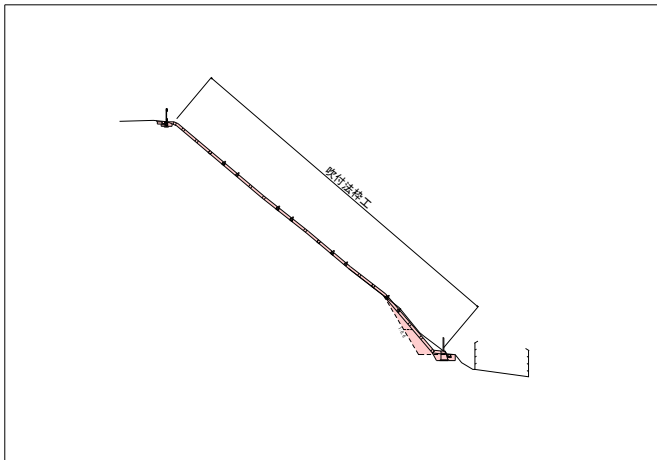
- 2021年度以前
- 2022年度実施
- 2023年度実施
- 2024年度以降実施
- 危険区域
- 被害想定区域
- 土砂災害警戒区域

全体計画延長L=1,118m

昭和48年3月31日、公示番号 218



標準横断図(No.62)
吹付法砕工



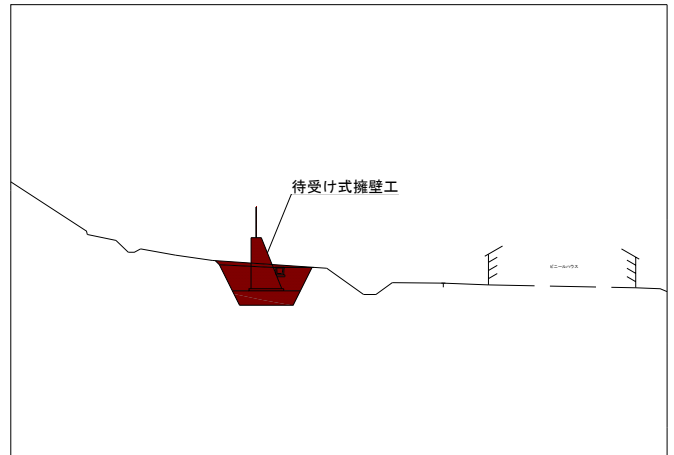
No.63付近事業実施区間



No.40付近の崩落状況



標準横断図2(No.37)
待受け式擁壁工



No.45付近事業実施区間



No.44付近の斜面状況

